

頼れる使用者側弁護士20人

3-3 弁護士リスト

弁護士名	所属事務所
浅井 隆	第一芙蓉法律事務所(東京)
安西 直	安西法律事務所(東京)
石井妙子	高橋三兄弟法律事務所(群馬)
石崎信憲	石崎・山中総合法律事務所(東京)
岩本充史	安西法律事務所(東京)
岡岸健夫	高井・岡岸法律事務所(東京)
加茂善仁	加茂法律事務所(東京)
河本 毅	番町総合法律事務所(東京)
木下潮音	第一芙蓉法律事務所(東京)
茅根照和	茅根・春原法律事務所(東京)
寺前 隆	牛嶋・寺前・和田法律事務所(東京)
外井清志	外井法律事務所(東京)
中川克己	竹林・畑・中川・福島法律事務所(大阪)
中町 誠	中町誠法律事務所(東京)
中山滋夫	中山・男澤法律事務所(東京)
別城信太郎	鳩谷・別城・山浦法律事務所(大阪)
益田哲生	中之島中央法律事務所(大阪)
峰 隆之	第一協同法律事務所(東京)
向井 蘭	狩野・向井法律事務所(東京)
八代徹也	飯野・八代・堀口法律事務所(東京)

※順不同。取材を基に本誌編集部作成

労使環境が変化 労務トラブルが 今後増える必然

「労務トラブルは今後さらに増えていく」と語るのは、大企業のクライアントを多数抱える浅井隆弁護士だ。
労基署への申告者が増えているのは労働者の権利意識の高まりが

この点は、多くの企業に衝撃を与えた東芝うつ事件(詳細は49頁参照)の教訓でもある。社労士の佐藤広一氏は入社時から健康に関する申告書を出してもらい、企業側が情報を積極的に取ることに努めている姿勢を見せるよう促している。

あり、その背景には企業に対するロイヤルティの低下がある。一方で企業側もグローバル競争によってビジネスの市場も人材雇用もポータリティ化しており、終身雇用を前提とした旧来型の人事・労務体制は崩れつつある。

「働き方を再考して人事組織や評価システムを抜本的に変えることを考える局面にある」と指摘する浅井弁護士。代表的企業で模範となる解を見いだしたところは「いまだ見当たらない」。

古い法令に縛られたまま監督行政への対応療法に腐心することが果たして、企業、労働者の双方の今後を守っていくことになるのか。そこに葛藤しているのは、監督官も同じだろう。

Column

労基署アレルギーが残る マック、キヤノンのトラウマ

「名ばかり管理職」を世に知らしめた日本マクドナルド店長解雇の原告高野広志さんは、今も群馬県内の店舗で店長を務めている。2008年に東京地方裁判所で「管理監督者ではない」と原告側が勝訴、翌09年3月に会社側と和解が成立した。

実は、高野さんがマクドナルドを訴えるきっかけになったのは、労働基準監督署による申告監督だった。店長が管理監督者として認められるかどうか疑わしいという判断だった。

現在、高野さんをはじめ、直営店店長の残業は月10〜20時間に抑えられている。30時間を超えると、本社から呼び出しが掛かるといふ。管理監督者の定義も厳格化した。店長やその上司であるオペレーションコンサルタント(OC)は管理監督者ではなく、かつての役員クラスに相当する地区長クラス以上から管理監督者であると整理している。管理職ではないOCは、長時間労働ができないよう、本社に出退勤を監視されている。実質的に働いていてもパソコン電源のオン・オフすらままならない(関係者)という。

「いつ降参が入っても構わない」とい

るが、いくらいだ(キヤノン幹部)。

06年夏に機材購買を兼ねたキヤノンでは、その後、購買社員を直接雇用で雇い入れ、グレイ企業からホワイト企業へと生まれ変わった。一般社員が過労労働にならないよう、工日に取引先の都合に出席するなど、管理職でなくてもできる仕事も、一般社員には任せられない(同)。

李下に冠を正さずと云ってしまえばそれまでだが、高野さんの経営判断は、時にオペレーションの混乱を生み、労務者アレルギーが企業の活力を閉ざすことにもなりかねない。



管理監督者ではない店長、OCが過労労働とならないようマクドナルド本社では、目を光らせている